

平成22年度
国立大学法人高知大学年度計画

高 知 大 学

平成22年 3 月31日

【年度計画の記載について】

目標を達成するための措置の各項目について、上段に中期計画をゴシック体で記載し、下段に年度計画を明朝体で記載している。

(凡例)

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

中期計画 { (学士課程)

- ① 課題探求力及び問題解決力を育成するため、共通教育初年次教育科目の「課題探求実践セミナー」に加え、全ての学部教育において課題探求・問題解決型の授業科目を開発・実施し、その成果を検証する指標を確立した上で評価し、改善する。【1】

年度計画

課題探求・問題解決力の育成を目的にすでに開講している共通教育初年次科目「課題探求実践セミナー」について、アンケート調査を実施するとともに、その教育成果及び効果を検証・評価するシステムを確立し、専門教育における課題探求・問題解決型授業科目を開発する。

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	1
	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	2
	(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置	2
	(4) 教育における国際交流に関する目標を達成するための措置	3
	(5) 高大連携に関する目標を達成するための措置	3
2	研究に関する目標を達成するための措置	4
	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	4
	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5
3	その他の目標を達成するための措置	6
	(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	6
	(2) 国際化に関する目標を達成するための措置	7
	(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置	8
	(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置	10
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	11
2	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	12
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1	外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	12
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	12
	(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置	12
	(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置	13
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	13
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	13
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	13
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	13
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	13
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	14
3	法令遵守に関する目標を達成するための措置	14
VI	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	15
VII	短期借入金の限度額	15
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	15
IX	剰余金の使途	15
X	その他	15
1	施設・設備に関する計画	15
2	人事に関する計画	16

平成22年度 国立大学法人高知大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

- ①課題探求力及び問題解決力を育成するため、共通教育初年次教育科目の「課題探求実践セミナー」に加え、全ての学部教育において課題探求・問題解決型の授業科目を開発・実施し、その成果を検証する指標を確立した上で評価し、改善する。【1】

課題探求・問題解決力の育成を目的に既に開講している共通教育初年次科目「課題探求実践セミナー」について、アンケート調査を実施するとともに、その教育成果及び効果を検証・評価するシステムを確立し、専門教育における課題探求・問題解決型授業科目を開発する。

- ②協働実践力・表現力・コミュニケーション力・国際性の育成に重点を置いた授業科目を、共通教育実施機構及び全ての学部教育において開発・実施し、その成果を検証する指標を確立した上で評価し、改善する。【2】

「協働実践力・表現力・コミュニケーション力・国際性の育成」に重点を置いた授業科目を新たに開発し、順次実施するとともに、これらの授業科目により育成される能力を検証・評価できるシステムを開発する。

- ③-1 社会人教育・生涯教育を含め、地域及び国際社会の諸問題や環境問題等の解決に資する人材育成を目指した、従来の学問体系にとられない自由な発想に基づく新たな特別教育プログラム若しくは教育コース・組織等を平成 24 年度から順次開設し、随時、点検し、改善する。【3】

「特別教育プログラム」や新たな教育コース等の平成 24 年度開設を目指し、組織体制等の具体的方策を検討する。さらに、夜間・休日開講に向けた社会人教育・生涯教育に係る組織体制等の具体的方策も検討する。

- ③-2 新たな特別教育プログラム・コース・組織等に対応した入試選抜を検討・実施するとともに、新設教育コース等のみならず既存の募集単位あるいは社会人教育・生涯教育に対応したアドミッションポリシー（入学者受入方針）を、就職実績等卒業後の進路とともに受験生に対しより集約的かつ一元的に広報する組織を学内組織の再編成により立ち上げ、活動する。【4】

入試に係る既存の組織体制やその役割を見直し、入試分析や広報、実施体制の整備・拡充を行う。また、第二期中期目標期間に導入予定の「特別教育プログラム対応入試」について、高校教員・生徒を対象とした「教育特別プログラム」等の要点に関するアンケート調査結果をもとに第 1 次入試に向けた検討を行う。

(大学院)

- ④地域社会のニーズに応えるべく、準専攻制度や副専攻制度の一層の発展・充実による分野横断的な教育、新コース開設による高度専門職業人の育成教育、また、学士課程と修士課程を結合した 6 年一貫の「グリーンサイエンス人材育成」特別教育コース等を平成 24 年度に開設して本学を代表するような研究者人材の育成教育等を行い、随時、点検し、改善する。【5】

6 年一貫制の「グリーンサイエンス人材育成特別教育プログラム」の平成 24 年度開設を目指し、カリキュラム等の具体について検討するとともに、高度専門職業人育成のための教育コースの確立を図る。また、準専攻・副専攻に関するアンケート調査等

を実施し、履修者の増加に向けた方策を検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 「高知大学教育力向上3ヵ年計画」(第Ⅰ期：20年～22年、第Ⅱ期：23年～25年)に基づき、教育力向上推進委員会を中心に「授業改善アクションプラン」をはじめとする教員の職能開発を実施し、教員の教育力向上に関するPDCAサイクルを全学的に確立する。【6】

第Ⅰ期「教育力向上3ヵ年計画」の最終事業実施年度にあたり、期間内における「授業評価アンケート」「ピアレビュー」「相互授業参観」の実施状況の検証と総括を行い、平成23年度以降の実施に向け、第Ⅱ期「教育力向上3ヵ年計画」の策定を行う。

- ①-2 教員の授業改善を支援して教育力を向上させるため、総合教育センターの大学教育創造部門を中心に「授業改善支援プログラム」を開発・実施し、その成果を検証し、改善する。【7】

教員の教育力向上を目的に実施した「授業評価アンケート」「相互授業参観」「ピアレビュー」により授業改善を必要とする教員に対し、その一助となる「授業改善支援プログラム」の開発・試行を行う。

(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学生等が、正課の教育で得たものを自主的な学習活動・課外活動・ボランティア活動等の非正課での活動において実践することを組織的に支援する。【8】

学生の自主的な非正課活動の現状を組織的な活動支援計画の基礎資料として把握し、量的・質的な支援の必要性について確認・検討を行い、可能な部分から実施する。

- ①-2 TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)として雇用することで経済的に支援することや、TA・RAの水準を高め、将来の大学教員や研究者になるためのトレーニング機会となるような講習等のプログラムを開発・実施し、その成果を検証し、改善する。【9】

TA・RAの在り方について検討するとともに、全学共通の「TA・RA講習プログラム」等を開発する。また、TA・RAの雇用を通じた経済支援方針を検討する。

- ①-3 保健管理体制を強化し、朝倉・岡豊・物部のキャンパスにおいて、学業や生活面に課題を抱える学生等の個別指導体制を充実する。特に精神障害や発達障害等の問題を抱える学生等の生活面や学習面での支援方法を開発し、支援する。【10】

1) 保健管理センターと安全衛生管理室等を組織改編した新たなセンターを立ち上げ、「保健管理基本計画」を策定する。

2) 各キャンパスにおける学生相談への対応や個別指導の実施体制を強化する。

3) 教職員を対象とした「精神障害・発達障害の理解及び支援」の研修等の実施を検討する。

- ①-4 留学生チューター(学習助言者)養成やその水準を向上するために講習会等を開催し、留学生の学習面や生活面に適切に助言し、支援する。また、学生寮を日本人学生等と留学生の混在型とすることで、寮内での両者の交流を盛んにし、留学生の日常生活面に対してより密接に支援する。【11】

留学生が抱える学習面と生活面における問題点を洗い出し、「留学生支援基本計画」を策定する。また、学生寮検討ワーキンググループ(仮称)を立ち上げ、「混在型学生寮改修整備計画」の策定に向け具体的な検討を行う。

- ①-5 新たな奨学金制度や授業料免除制度等を創設し、特別教育コースの学生や成績優秀者及び経済的に苦しい学生等を支援する。【12】

学生支援委員会(仮称)のもと授業料免除等を検討するワーキンググループを設置し、新たな奨学金制度や授業料免除制度の構築に向けた検討を行う。

- ②総合教育センターのキャリア形成支援部門及び就職室が連携し、雇用情勢の分析並びに企業・業界との交流をより一層進め、それによって得られた情報や知見を提供し、学生等と企業の双方が満足できる就職活動支援方を充実・強化し、実施する。【13】

1) 「キャリア形成支援基本計画」を策定し、キャリア形成支援体制強化に向けた専門者の雇用など整備を行い、企業・業界との交流を推進する。

2) 既存の大学連携によるキャリア形成支援プログラム及びOBOG再チャレンジシステムプログラムを改善し実施する。

(4) 教育における国際交流に関する目標を達成するための措置

- ①-1 既存の国際・地域連携センターの国際交流部門と、総合教育センターの修学・留学生支援部門を統合して国際交流センター(仮称)を設置し、国際理解教育や国際学生交流協定校との単位互換による「交換海外実習プログラム」を設けるなど交流を推進するとともに、海外フィールド実習等のプログラムを開発・試行し、その成果を検証し、改善する。【14】

総合教育センター修学・留学生支援部門と国際・地域連携センターの国際交流部門を組織改組により統合し「国際交流センター」(仮称)を設置し、「交換海外実習プログラム」などの具体的な検討を行う。

- ①-2 国際交流センター(仮称)等が中心になり、自文化及び異文化を共に認めることのできる国際性を有する人材育成のための新たな特別教育プログラム・コース・組織等を開設するとともに、これに対応した学生等の選抜を実施し、その成果を検証し、改善する。【15】

「国際人材育成特別教育プログラム」の実施体制、学生選抜方法等を検討する小委員会を設置し、平成24年度開設を目指した検討を行う。

(5) 高大連携に関する目標を達成するための措置

- ①-1 これまでの高大連携事業の成果を活かして、高校生の「主体的学びの姿勢」や「粘り強く論理的に考える力・論理的に表現する力」を養成する高大連携教育プログラムや教育方法を開発し、試行・検証する。また、大学教員及び高校教員の共同研究プロジェクトを高知県教育委員会と協働して発足させ、点検・見直しを実施し、発展させる。【16】

1) 高知県教育委員会と組織する高知県高大連携教育実行委員会のもとに「高大連携教育研究会」を設置し、定例研究会を開催するとともに、得られた成果について年次報告書を作成し公表する。

2) 高知県教育委員会と協働して、大学教員及び高校教員による「共同研究プロジェクト」を発足し、高校生の主体的学びの姿勢や粘り強く論理的に考える力・論理的に表現する力を養成するための「高大連携教育プログラム」を開発する。

- ①-2 大学教員及び高校教員の教育力等を向上させるため、高知県高大連携教育実行委員会と協力し、開発した教育プログラムの普及や教育方法を改善する研修を実施する。【17】

開発した「高大連携教育プログラム」に基づき、教育実施者研修等を実施し、受講者アンケートにより点検・評価・改善を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1「掘削コア科学による地球環境システム変動研究拠点」において、地球環境変動や巨大地震発生帯、海底資源分布等に関する実態解明を目指す。また、拠点教育と大学院教育等とを連動させることにより、国際性・専門性を有する若手研究者・専門技術者の育成環境を機能的に構築する。【18】

「拠点キックオフワークショップ」を実施し、研究を開始するとともに、大学院生、研究員、技術補佐員らによる研究支援体制を検討する。

- ①-2「植物健康基礎医学研究拠点」において、分子を基盤とする植物病害の予防・診断・治療の方法を開発し、植物生産物の高付加価値化とともに、植物機能の高度利用技術を開発する。平成27年度に、研究成果の技術移転を事業化するための植物健康基礎医学研究センター（仮称）の設立を目指す。【19】

個別の研究課題を開始するとともに、「植物健康基礎医学研究センター」（仮称）の設立に向けた準備委員会を設置する。

- ①-3「生命システムを制御する生体膜拠点」において、細胞膜上でタンパク質・脂質・糖鎖が協働して形成する膜内機能ユニットを解明し、新しい病態診断や治療法の開発に繋げる。当該分野の若手研究者を育成するとともに、あらゆる生体分子を網羅的に解析しその情報を集約する拠点（統合オミックスセンター）としての役割を担い、臨床医による分子レベルの臨床研究をサポートする体制を構築する。【20】

複数の研究班を立ち上げ、各課題研究を開始し、定期的に進行状況の点検・評価を行う。

- ②-1「海洋」、「環境」、「物性」、「中山間地域」、「水」、「エネルギー」、「バイオマス」、「食料」等をキーワードとする自然科学系プロジェクト研究を推進し、専門性の高い研究成果を発信するとともに、自然保護と環境保全及び環境問題等の解決に寄与し、地域を活性化する。【21】

「海洋」、「物性」、「環境」、「食料・エネルギー」、「水・バイオマス」、「中山間」をキーワードとするサブプロジェクトを計画し実施する。また、年次成果報告会を開催し、成果報告書による点検評価を実施する。

- ②-2「高知の視座」、「海洋」、「中山間地域」、「持続可能性」、「黒潮圏」等をキーワードとする人文社会科学系プロジェクト研究を推進し、研究成果の発信や地域社会との協働を通じて地域を活性化する。また、「発達障害」、「学力向上」、「学校評価」等をキーワードとする人文社会科学系プロジェクト研究を推進し、障害の特性に合わせた「障害児支援の専門家」の養成、教育委員会と連携・協働した地域教育の質の改善等を行う。【22】

「高知の視座」、「中山間地域」、「持続可能性」、「黒潮圏」等をキーワードとした共同研究を開始するとともに、海外協定校との恒常的な研究交流促進について計画を策定する。また、高知県・市町村・学校と連携して「学力向上」をキーワードとした共同研究を立ち上げ、「発達障害」をキーワードとした発達障害研究プロジェクトを発展継続させる。

- ②-3「がん」、「再生医療」、「情報医療」、「健康長寿」等をキーワードとする医療学系プロジェクト研究を、研究者・研究費を集約した先端医療学推進センターにて附属病院と一体的に推進し、国際水準の専門性の高い研究成果の発信とともに、資源が限られた地域でも実施可能な健康長寿介入プログラムを開発する。【23】

「がん」、「再生医療」、「情報医療」、「健康長寿」等をキーワードとする研究班を「先端医療学推進センター」等で立ち上げ、研究を開始するとともに、同センターに研究支援を担う部門を立ち上げる。

- ②-4 「黒潮圏」、「温暖化」、「海洋生態系保全」、「植物の病・虫害管理」、「土壌環境」、「機能物質」、「環境物質」、「海洋生物」、「地球科学」、「持続可能性」等をキーワードとする総合科学系プロジェクト研究を推進し、高い水準の研究成果を世界に向けて発信するとともに、地域への施策提言等を通じて地域を活性化する。【24】

「黒潮圏」、「温暖化」、「海洋生態系保全」、「植物の病・虫害管理」、「土壌環境」、「機能物質」、「環境物質」、「海洋生物」、「地球科学」、「持続可能性」等をキーワードとする個別研究プロジェクトを立ち上げ、研究を開始するとともに、一部で国際共同研究への展開を図る。

- ③ 「地球掘削科学」、「地球環境変動」、「海底資源」等をキーワードとする全国共同利用・共同研究を海洋コア総合研究センターで推進し、海洋研究開発機構などの国内外の大学、研究機関と連携して高い水準の研究成果を発信し、地球掘削科学における拠点機能を充実する。【25】

地球掘削科学に関する全国共同利用・共同研究拠点として、広く課題を公募し、国際水準の研究を推進する。さらに、成果報告会や国際ワークショップを開催し、その成果を国内外に情報発信する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 研究水準・成果の向上を図るため、PDCA サイクルを活用した教員個人の研究自己評価、研究拠点プロジェクト長・学系長による評価結果に基づく研究資源の傾斜配分とともに RA・PD（ポストドクター）を重点的に採用する。【26】

研究拠点、学系プロジェクト等の研究活動に関する「自己点検評価制度」の確立に向け、評価基準や研究費配分規程等について検討する。また、拠点・学系プロジェクト、個人やグループ等の研究活動を支援する体制の構築に向け、戦略的人員配置（特任教員・PD・RA 等を含む）や評価結果を改善に繋げるスキームを含む「研究支援基本戦略」を検討・策定する。

- ①-2 若手研究者の育成を目的とした制度の構築やプログラムを開発する。【27】

「若手研究者育成」に向けた具体的方策、制度設計を検討・整備し、可能なものについては段階的に実施する。「競争的資金獲得への申請書類ブラッシュアップ」、「学会やシンポジウムへの派遣」、「ランチミーティング」、「研究者顕彰などの各種助成事業」については継続的に実施し、研究スペースの優先的確保や若手研究者育成のための制度を検討する。

- ①-3 科学研究費補助金等の競争的外部資金獲得による研究活動を活性化するため、研究コーディネーターの採用等、組織的に取り組む。【28】

科学研究費補助金等の競争的外部資金獲得に向けた学内説明会やインセンティブの付与を実施する。併せて、大型の戦略的外部資金獲得に向けた「タスクフォース」の設置、「研究コーディネーター」の採用を行い、戦略的かつ組織的な取り組みを行う。

- ②-1 総合研究センターにおいて、領域横断的・国際的・地域貢献的研究推進体制を整備・充実するとともに、大型研究プロジェクトの推進に必要な共通施設機器の戦略的整備や大型研究機器の全学利用を促進し、研究活動の組織的取組を強化する。【29】

総合研究センターに関わる研究拠点・学系プロジェクト、個人・グループ等の各研究プロジェクトの支援体制確立に向け、共通施設や大型研究機器整備に必要な「大型

共通機器・施設戦略的整備計画」の策定を検討する。併せて、学内外の共同研究ネットワーク構築や、研究成果を学内外に公表・発信するための専用ホームページ、公開シンポジウムの開催、リサーチマガジンの刊行などを行う。

②-2 国際・地域連携センターにおいて、1) 共同研究、受託研究、2) 数値目標を設定した特許出願を推進する。【30】

1) 共同研究の推進に向け、提携機関や地域産業界とのネットワークの拡充を図るとともに、受託研究の推進に向け、自治体とのネットワークの拡充を図る。

2) ライセンス収入・競争的資金等の獲得に向け、知的財産の質的充実に関する出願基準・評価基準・評価手法の見直しや企業との共同案件に関する譲渡指針・活用指針の策定を行う。

また、大学帰属出願案件の質的な充実を図った上で、知的財産の出願・管理を行うとともに、当該知的財産を活用したライセンス収入・競争的資金の獲得の増加を目標とする。

②-3 総合情報センターにおいて、研究活動への環境情報学的支援と電子ジャーナル選別による研究コスト対効果最適化を実施する。【31】

情報リテラシー・セミナーの他、情報関連の各種セミナー・勉強会を実施するとともに、導入する電子ジャーナルの最適化に向けた取組とその検証を行うために、電子ジャーナル選別希望調査を実施する。

③ 海洋コア総合研究センターにおいて、全国共同利用・共同研究推進のため全国の学会等の意見を反映した運営・支援体制の整備を行うとともに、コアスクール等による全国若手研究者・大学院生の育成、学内研究者等を支援する。また、共同運営を行う海洋研究開発機構の協力を得てこれらを一層充実する。【32】

学外者を含めた諮問委員会・課題選定委員会を開催し、共同利用・共同研究とその支援体制の改善を図る。

また、日本地球掘削科学コンソーシアム (J-DESC) コアスクールを共催する等、人材育成を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 国際・地域連携センターの地域再生部門（仮称）を中心に、自治体との情報共有の場である高知大学・自治体連携室（仮称）を設置し人的交流を進める。具体には自治体との連携協議会を年に12回以上開催し、また、自治体と連携した国の競争的資金を年間3件以上獲得（新規契約）する。【33】

自治体との「連携協議会」を頻繁に開催し、綿密な情報共有を図ることで自治体との「信頼と絆」を深め、地域再生への関与に取組み、地域の「知の戦略拠点」としてのシンクタンク機能充実の緒に就く。また「地域再生部門」の立ち上げに向けた体制の構築と規則の整備を進める。

② 国際・地域連携センターの地域再生部門（仮称）と生涯学習部門を中心に学内の組織体制を構築し、企画・立案と実施を担う。科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」事業等を活用し、地域に必要な中核となる人材を今期6年間で100名以上（学位以外の履修証明制度の適用）育成する。さらに、育成した人材の二次的波及効果を担保する交流の場（プラットフォーム）を構築する。【34】

国際・地域連携センターの地域再生部門（仮称）と生涯学習部門を中心に学内の組織体制を構築し、地域ニーズの高い中核人材育成に向けた系統的カリキュラムとして、平成20年度に採択された「土佐 FBC（フードビジネスクリエーター）人材創出」にお

いて人材を育成する。また、環境人材など、地域社会・産業社会の振興を支える指導的な役割を担う人材輩出に向けた新たなカリキュラムを設計する。

- ③学生等のスポーツ、文化、芸術などを通じての地域貢献活動を推進し、それを組織的に支援する。また、地域住民によるサポータークラブ制度や基金を創設し、広く高知大学への支援を募る。平成 22 年度から検討を開始し、平成 24 年度から運用を開始し、継続的に実施できる体制を構築する。【35】

学生等のスポーツ、文化、芸術活動を通じた地域貢献活動を支援するための新たな支援組織体制や、地域住民によるサポータークラブ制度、基金制度の設立とその運営体制の確立、設立に向けた取組の周知を行う。

- ④「農学コンソーシアム四国」の設立による高知、愛媛、香川 3 大学の連携を強化する。学内の学部横断型教育・研究の取組としての医療・環境・食料に関する連携体制を確立する。設立後は、評価と改善を加えながら継続実施する。【36】

愛媛大学、香川大学との機能的連携体制の構築に向け「農学コンソーシアム四国」の設立準備を進めるとともに、学内における部局間連携体制の構築について検討する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 平成 22 年度から「黒潮圏 S 状帯」、「アジア・フィールド・サイエンス・ネットワーク」を中心としたネットワーク型教育研究プログラムを開発、実施し、アジア・太平洋地域の環境問題に先導的に携わる人材を育成する。【37】

農学部を中心に「アジア・フィールド・サイエンス・ネットワーク事業」を実施するとともに、「黒潮圏 S 状帯事業」、「国際教育ネットワーク構築事業」のプログラムを開発する。

- ①-2 留学生 30 万人計画に対応し、国際交流センター（仮称）を中心に、今期 6 年間で留学生数 180 名程度（平成 21 年度の約 30% 増）に引き上げる。また、外国人教員の積極的な登用により、学生等及び留学生の語学力を強化しキャンパス内の多言語化に取り組むことにより日本人学生等の海外派遣数及び海外留学数を今期 6 年間に増加させる（平成 21 年度実績の約 1.5 倍）。【38】

総合教育センターの修学・留学生支援部門と国際・地域連携センターの国際交流部門は、組織改組により統合し「国際交流センター」（仮称）を設置するとともに、外国人教員の活用による語学指導体制や「語学力強化・キャンパス多言語プラン」について検討する。

また、留学生 30 万人計画に対応し、多様な留学生の受入れについて検討するとともに、留学生数を前年度の 5% 程度引き上げる。

- ①-3 「高知大学国際交流基金」を充実させ、私費留学生への経済支援を拡充するほか、大学戦略上で有益な事業に対し資金を重点配分する。また、既存施設の整備・改修とともに、民間アパート借上げなどにより、留学生・研究者のための宿舎を確保する。【39】

私費留学生への経済支援拡充や、有益な事業への重点配分等「高知大学国際交流基金」の活用に関し、経営戦略と国際戦略面からの「基金運用基準」について検討する。また、留学生の授業料減免制度について検討する。

- ②-1 国際化のための企画立案を一元的・戦略的に担う国際交流センター（仮称）の教職員が協働して国際交流の業務を実施し、国際化の進展に十分対応できる専門スタッフを養成・確保する。新しい国際交流の評価基準及び PDCA サイクルを構築し、質の高い国際交流を展開する。これらによって、協定校との人的交流数を今期 6 年間で 30% 増

加させる。

平成 22 年度に国際交流センター（仮称）を設置し、評価基準、PDCA サイクルの見直しを図り、国際コーディネーターの配置、SD（スタッフ・ディベロプメント）や FD（ファカルティ・ディベロプメント）を企画開発する。【40】

国際交流コーディネーターの配置について検討し、「国際交流に関する評価基準」や PDCA サイクルの見直しを図るほか、SD や FD などの各種研修プログラムを企画・開発する。

- ②-2 国際交流を推進するための具体的な取組としては、1) 海外事務所等を設置し、国際的な共同研究、留学生の受入・派遣、海外広報の業務にあたる。2) 協定校及び留学生支援ネットワークの充実を図り、海外における連絡網を整備する。3) 国別、地域別同窓会組織を設立し、定期的に同窓会を開催する。4) 高知県や地域の国際交流団体と連携して地域発信型の国際交流を推進し、地域の国際化に寄与する。【41】

海外拠点構築に向け「留学生支援ネットワーク」や「留学生ネットワーク」の充実・拡大に努めるとともに海外事務所の設立準備を進める。

また、高知県内における各種国際交流団体等と連携した国際研修について検討する。

（3）附属病院に関する目標を達成するための措置

- ①-1 社会ニーズに呼応した病院機能・運営を強化するため、1) 本院のクオリティ・インディケーター（診療の質指標）の測定とホームページ等による社会への公表、2) 感染対策、医療安全、栄養管理、褥瘡対策、創傷・失禁ケアに重点を置いた病院運営を実現する。

これらを実現するため、クオリティ・インディケーター数とその向上度で医療の質と安全を可視化し、本院の感染対策、医療安全、栄養管理、褥瘡対策、創傷・失禁ケアに関して外部評価を受ける。【42】

新たなクオリティ・インディケーターの決定、その計測方法を検討する体制を構築するとともに、感染対策チーム、医療安全チーム、NST（Nutrition Support Team；栄養サポートチーム）、褥瘡対策チームを中心として、医療の質と安全の可視化に向けた検討を行う。

- ①-2 国立大学病院の在り方として単なる経済学的な経営効率ではなく、1) 公共的価値（地域、県民の満足）と経営効率の両立、2) 病院機能の「品質」の向上のため、公益性と病院収益を両立させた経営効率を実現し、満足度調査指数の向上と経営状況指標の動向で評価する。病院機能の「品質」に関しては、人的資源を適正配置し、コンプライアンス（法令遵守）の精神やセキュリティを高め、ISO9001 を更新し、術前外来件数、自己血輸血実施率など医療の安全に資する評価指標を向上させる。【43】

1) 患者満足度調査のデータをもとに分析を行い、地域のニーズに呼応した改善計画を立案、実施する。

2) 優先性の高い先端医療の公益性と経営効率を検討する。

3) ISO9001 を維持するとともに、ISO15189 認証取得に向けて、部内研修会を開催して認証取得の意識を高める。

4) 短期滞在手術ワーキンググループを立ち上げ、実施可能な術式の導入に向けた検討を行う。

- ①-3 がん診療ネットワークを構築し、診療体制を充実させるため、1) 都道府県がん診療連携拠点病院として、地域のがん診療のサポート体制を強化し、2) 外来機能に力点を置いたがん治療センターを充実させ、3) 診療科を超えた臓器別チームや緩和ケアチームの活動を活性化し、4) 院内がん登録、地域がん登録の精度を、今期 6 年間で、がん診療評価に活用可能な水準に高め、その水準を安定的に維持する。

これらの取組を通して、診療がん患者数、がん治療センターの患者数、がん診療地域連携クリニカルパス数、外来／入院がん化学療法比率、診療科を超えた臓器別診療の実施、緩和ケアチームの活動及びがん登録の実績増に繋げる。【44】

都道府県がん診療連携拠点病院として地域のがん診療のサポート体制を強化するため、次の事項に取り組む。

1) 市民公開講座の開催、がん相談窓口体制の充実、がん診療連携拠点病院間及び自治体との協議、セカンドオピニオン（病状や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くこと）外来の充実

2) レジメン（抗がん剤の治療内容を表したもの）の調整、外来診療体制の調整、緊急時のバックアップ体制の充実

3) 診療科横断的・多職種参加型の院内がんカンファレンスの開催、緩和ケア外来への院内紹介体制の整備、がん診療地域連携クリニカルパス（がん診療連携拠点病院と地域の医療機関が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表）の作成及び地域のがん診療ネットワークの整備

4) 各診療科におけるがん情報の整理・標準化、発症患者の予後調査、全国標準のデータベースによる地域がん登録

①-4 トリアージ（大災害時等における治療の優先順位）訓練に主眼を置いた院内防災訓練の充実や DMAT（概ね災害発生後 48 時間以内に活動できる機動性をもつ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム）訓練への参加を推進する。【45】

大規模災害訓練、トリアージ訓練などを行い、災害医療技能を修得するとともに、DMAT チームの継続的な訓練への参加並びに DMAT 隊員の増加を図る。また、医師及びコメディカルを中心としてトリアージ啓発活動を行うとともに高知県の全域的医療への関与を検討する。

①-5 先端医療学推進センターやネットワークの充実を通じて医療の進歩、社会情勢の変化及び患者ニーズの多様化等医療を取り巻く環境の変化に対応した病院再開発を目指す。【46】

医療の進歩、社会情勢の変化及び患者ニーズの多様化等医療を取り巻く環境の変化に対応でき得る病院再開発を継続的に検討する。

②-1 先端医療の確立と研究成果を医療現場へ還元するため、1) 先端医療研究と臨床応用をカップリングし、2) PET 事業の拡充・推進、FUS（集束超音波手術装置）による自由診療・臨床研究を推進する。

また、臨床試験センターにおける臨床研究部門と治験部門の業務を拡充し、CKD（慢性腎臓病）ネットワークの活動、臍帯血治療、抗がん剤感受性による個対応治療（より個人に適切に対応する「個の医療」）、慢性呼吸器疾患の治療、人工臓器の実用化への進展、DVT（深部静脈血栓症）予防法の実用化、嚥下・排泄・感覚機能の治療、血球粒度、電気泳動波形データを用いた診断支援システムの開発、細胞移植医療センター（仮称）の設立、がんペプチドワクチンの臨床応用を実現する。【47】

1) 先端医療研究と臨床応用をカップリングした臨床試験等を推進し、研究成果を医療現場に還元する。さらに新規の先端医療の優先性を検討する。

2) 高精度放射線治療を開始する。FUS については、子宮筋腫など保険適応疾患、乳がん治療、骨転移に対する除痛治療、関節疾患への除痛治療など保険非適応疾患など、疾患に応じて症例数を積み上げる。PET センターに心筋血流診断剤（13N-アンモニア）や研究用多目的試験合成装置の導入を検討する。

3) 臨床試験センターの機能を充実させ、「臨床研究に関する倫理指針」に沿った院内整備を行う。

- ②-2 パートナーシップに基づく地域医療を実践するため、1) 高齢化先進県に即応した療養環境の充実と地域連携並びに、2) 電子カルテ・PACS（医療用画像ネットワーク管理システム）に代表される院内医療情報の電子化をさらに推進し、3) 高知ヘルスシステム（高知県の地域医療を担う病院、診療所が県民の健康の維持・増進のためにパートナーシップを結ぶ地域医療システム）を用いた地域関連病院との情報共有に役立て、4) 検診業務サポート・地域の健康管理などの予防医学、5) 地域関連病院と連携した在宅医療サポートにも貢献する。

このことにより、地域連携数や退院支援件数、さらには検診業務と在宅医療のサポート実績を向上させるとともに、電子カルテ・PACSを充実する。【48】

1) 香北町健康長寿計画の追跡調査としてアンケート調査等の実施、心筋症患者の臨床像調査の実施、インターフェロン治療の導入に向けた検討を行う。

2) PACS 普及のための検討及び総合医療情報システム（IMIS）との調整に必要な問題点を抽出する。

3) 地域連携ネットワークシステムの検討を行い、基本的要件をまとめる。

4) 在宅・検診等との連携についてニーズ調査、システム調査を行う。

5) 地域支援（運動訓練の支援）の提供を継続して行い、その成果を検証する。

- ③ 医学から医療学へのパラダイム変化に対応するために、1) 卒前から卒後にかけて、模型（シミュレータ）やソフトウェア、あるいは模擬患者の協力によるシミュレーションを通じた教育を充実し、また、2) 医師・看護師・技師・薬剤師等全ての職種にリカレント教育（社会人教育）、生涯学習の場を提供する。

このために、スキルスラボ及び低侵襲手術教育・トレーニングセンター機能をより充実させ、卒後研修医数、リカレント学習受講数、院外啓発活動数の増に繋げる。【49】

1) 研修医等の研修環境を整備するとともに診療科毎に工夫したキャリア形成研修方式などの検討を行う。

2) スキルスラボ、低侵襲手術教育・トレーニングセンターの利用状況を検証し、改善点の検討を行う。

3) 質の高い看護師を育成するために、新人研修制度の整備、現任教育に関する方針や教育指導者の役割の検討を行う。

4) 医療に関わる全ての職種に、地域のニーズに応じたリカレント教育を実施する。

（４）附属学校に関する目標を達成するための措置

- ①-1 高知県内の初等中等教育の課題に応えるため、附属校園運営委員会（仮称）を設立し附属学校園全体の管理体制、人事、予算、学級編成・定数、教育課程編成等の組織・業務の方針を決定する体制を確立する。【50】

附属学校園の管理体制、人事、予算、学級編成・定数、教育課程編成等の案件を協議する組織「附属校園運営委員会」（仮称）の設置に向け、役割分担・構成人員・委員会規則等を検討する。

- ①-2 「教育コラボレーション研究プロジェクト」を基盤とした教育研究部人文社会科学系教育学部門等と附属学校園との研究協力体制を整備し、部門等と附属学校園教員・地域の教員との共同研究として、地域の教育課題に応える次の研究を行う。

1) 学力向上（幼・小・中一貫教育に関する研究や基礎学力の定着と教員の授業力の向上研究等）

2) コミュニケーション力育成（仲間作り活動及びグループワークトレーニングによる学級集団作り研究等）

3) 特別支援教育（高知県の特別支援教育を主導する指導方法の開発や学校支援に関する研究、障害の特性に応じた雇用研究や雇用に向けた作業学習研究等）【51】

1) 英語の学習指導要領の趣旨徹底を図り、指導法等の研究を行う。

また、附属小学校と附属中学校との接続部分についてカリキュラム研究の進捗状況をまとめ、研究進捗状況報告書を作成する。

2) 教育研究部人文社会科学系教育学部門等と附属学校園との研究協力体制を整備し、部門等と附属学校園教員・地域の教員との共同研究の実施に向け組織体制を構築する。

3) 高知県の特別支援教育を主導する指導方法の開発や学校支援に関する研究、障害の特性に応じた雇用研究や雇用に向けた作業学習研究等に着手する。

①-3 研究成果を踏まえ、教育学部と一体となって学生・大学院生の実習・インターンシップを指導するとともに、高知県教育委員会等と協力して研修・学校支援を行う体制を整備し、教員免許状更新講習・研究会等を現職教員のための研修の場とし、併せて学校支援活動を行う。【52】

学部学生の観察実習・教育実習総合研究・教育実習・インターンシップ（応用実習）、大学院生の教育実践研究・長期インターンシップの指導を行う。

また、高知県教育委員会等と協力して、教員免許状更新講習・研究会等を現職教員の教育力向上のための研修の場とし、地域の学校支援活動を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①平成 20 年度に実施した教育組織と教員組織の分離についての理念やメリットを具現化する。さらに、地域のニーズや学問領域の変化にも柔軟に対応するため、学部・研究科等の在り方や学生定員及び教育組織を支える教員組織を評価し、見直す。【53】

より良い高知大学を創るため、理事・副学長などによる会議では、法人のミッションに照らした役割や国立大学の機能別分化の促進などに関する SWOT 分析を行い、基本的な方向性や制度について検討を行う。また、新たに設置する学部長・学系長会議では、主に現状分析と今後の展開について議論する。さらに、若手・中堅教員を含めた新たな組織を構築し、大学の将来像について議論する。

なお、改組した大学院が平成 23 年度に完成年度を迎えることから、入学定員や収容定員の充足状況等の現状について分析する。

②学長裁量による短期・中期に配置できる人員枠を確保し、教育研究の拠点となる重点事業や大学運営の核となる業務等に順次配置し、強力に事業を推進する。【54】

学部・研究科の改組や教育研究の拠点となる重点事業、大学運営の核となる業務等に合わせた人員の重点配置について、調査・検討する。

③-1 次世代育成支援に係る各種制度やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた職場環境を整備・充実し、これらの取組をもとに次世代育成企業認証を取得する。【55】

次世代育成支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、本学の現状や課題を洗い出すためのアンケート等を実施し、その在り方について取り纏めるとともに、それを推進する体制として男女共同参画推進委員会（仮称）を設置する。

③-2 教職員の個人評価及び組織評価を活用し、個人及び組織へのインセンティブ（意欲刺激）となる仕組みを平成 23 年度までに構築し、以降順次実施し、評価し改善する。【56】

第 1 期中期目標期間に構築した評価制度を継続実施するとともに、エフォート管理に基づく新たな評価基準を構築する。

また、個人評価や組織評価等に基づく、昇給、賞与の処遇に反映させる基準を構築する。

③-3 若手教員育成のための制度及びプログラムを平成 23 年度までに構築・開発し、以降順次実施し、評価し改善する。【57】

① 研究型教員（特任助教）の雇用制度の策定，② サバティカル研修等，研究に専念できる環境や時間の確保，③ 学位取得促進プログラムなど，人材育成のための制度設計に向けた検討を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 事務職員の能力開発に関する基本方針・計画を平成 24 年度までに策定し、それに基づく人材育成プログラムや研修を開発・実施し、評価し改善する。【58】

事務職員職能開発委員会（仮称），事務職員職能開発ワーキンググループ（仮称）を設置し、各職場で必要なスキル等を整理するとともに、事務職員の能力開発に関する基本方針・基本計画を検討する。

また、大学間連携事業「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」に引き続き参画し、SDプログラムの開発と研修を実施する。

①-2 仕事と生活の調和及び個人能力の適性にも配慮しながら、重点事業に沿った人員配置等、機能的で機動的な組織運営を行うため、随時組織の在り方を見直す。【59】

より機能的な運営組織とするために教職協働を推進するとともに、機動的な組織運営を行うため、プロジェクト事業に対応した短期・中期的な職員の配置を検討し、随時組織の在り方を見直す。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 地域社会の視点に立った新たな基金の創設による事業展開や、科学研究費補助金、共同研究などの外部資金の獲得に向けた取組を強化する。【60】

基金創設準備プロジェクトチーム（仮称）を設け、地域及び外部有識者等からの幅広い意見聴取、資料収集を行うなど、基金創設のための準備委員会を立ち上げる。

また、基金設立に向けた取り組みへの周知（説明会、広報等）を実施する。

①-2 資金管理の徹底により、保有資金を的確に把握し、資金運用することにより、第 1 期運用益実績の 50%以上の増を目指す。【61】

年度計画に基づく資金管理計画表を作成のうえ、保有する資金（余裕金）及び金融市場を的確に把握し、第 1 期運用益実績の 50%以上の増を目指す資金運用を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△ 5%以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。【62】

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△ 5%以上の人件費削減を行う。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

- ①省エネ活動に努め、環境に配慮した設備整備を行い、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づく、エネルギー消費原単位（総エネルギー量を総面積で除した値）を年平均1%削減し、一般管理費のうち水道光熱費、消耗品費について、第一期実績に対し3%の経費を削減する。【63】

省エネ活動、経費の節約に係る実施計画を策定、実行し、管理経費のうち消耗品費、水道光熱費について第1期実績の平均年額の2%を削減するとともに、環境に配慮した設備整備を行うために、新たな手法による省エネ支援制度を設計する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ①大学が保有する資産の教育研究活動への有効活用や学外者の利用に資するため、既存施設の利用状況を分析し、活用方法を情報発信し、学内外の利用者への利便に供する。【64】

既存施設の有効利用を図るため、利用状況や利用スペース及び施設使用（貸与）状況等をもとに調査・分析を行い、ホームページ、学内グループウェアでの情報公開等の検討を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ①教職員が一体となった評価改革機構（仮称）を組織し、確実な改善を実施するとともに取組内容を公表する。【65】

教職員が一体となった評価改革機構（仮称）の設置に向け、設置ワーキンググループを立ち上げ基本目標等について検討を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①「高知大学広報基本方針」に則り策定した「第2次高知大学広報活動実施計画」等に基づく多様な広報対象に応じ、教育研究活動や運営状況等を様々な媒体を活用して効果的に情報発信する。【66】

「第2次高知大学広報活動実施計画」に基づき受験生、地域住民、同窓会（卒業生）、企業等、それぞれの広報対象に応じて、本学の教育・研究活動をホームページやラジオ、テレビ等を活用して効果的に情報発信する。また、ホームページの不断の見直しを行い、改善を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ①施設整備マスタープランや将来構想に基づき、キャンパスの環境・施設整備を計画的に進めるとともに、環境に配慮した整備を行うための支援制度を構築し、既存設備の省エネ化の推進や全学共同利用スペースの創出など、施設マネジメントを推進し効果的に利用する。【67】

キャンパスの環境・施設整備を計画的に進めるため、新たな「施設整備マスタープラン」を策定する。

また、環境に配慮した整備を推進するための省エネ支援制度の制度設計やPDCAによるプリメンテナンスの推進を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 保健管理センター及び安全衛生管理室を中心として、学生・教職員を併せた安全衛生管理のための業務内容や組織の在り方を検討し、大学構成員のメンタルヘルス対応や世界的な感染症対応等も含めた安全衛生管理体制を整備する。【68】

学生・教職員を併せた安全衛生管理体制の構築に向け、保健管理センターや附属学校、安全衛生管理室等が参画したワーキンググループを設置し、学校保健法・労働安全衛生法等の遵守事項を整理するとともに「安全衛生管理基本計画」を策定する。

- ①-2 南海地震等の大規模広域災害を想定し、既存の学生・教職員の安否確認体制や防災管理体制を一層充実させ、減災と早期復旧を目的とした「事業継続計画」と大学周辺地域の防災に貢献する「地域支援計画」を策定する。【69】

総合研究センター防災部門が中心となり学生組織「防災すけっと隊」と連携し、本学安否確認システムの登録増加に向けた啓発活動を実施する。

また、緊急時における指揮命令系統、情報連絡体制、初動体制及び復旧計画などを明確にした「事業継続計画」と周辺地域の防災対策に貢献する「地域支援計画」の策定に向け、全学組織を構築し基礎資料の収集や基本方針を検討する。

- ①-3 消防法等法令に基づく防災管理体制や自主防災体制を充実させるとともに、耐震補強の推進や防災設備の整備を行う。【70】

自主防災隊等の防火・防災体制を強化するため、防災管理者等の資格保有者を確保し、消防計画に沿った自主防災隊による防災訓練を実施するとともに、棚等の転倒防止措置及び防災倉庫の備蓄品の定期的な点検による防災対策を行い、併せて施設の耐震化、耐震補強の整備を進める。

- ② 情報管理の徹底を図るために、セキュリティポリシーの周知徹底及びネットワーク環境の高機能化を推進し、情報セキュリティの高度化を図る。【71】

情報セキュリティポリシーに関連する細則を制定し、学生及び教職員を対象とした講習会等により周知を図る。

また、ネットワーク環境の高機能化の実現に向け、基本方針を策定し次期学内ネットワーク構成の検討に着手する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 冊子等の配布や全学的な説明会や初任者への研修を通じ、全教職員に法令遵守を徹底するとともに、監事による検証機能も重視し、あらゆるコンプライアンスの保持に対応した透明性の高い、一元的な管理組織を構築する。【72】

法令遵守に向けた一元的な管理組織の構築に向けワーキンググループを設置し、相談窓口の設置やガイドライン・マニュアル等の作成のため検討を行う。また、不正防止と抑止効果を保持するための定期的な自己チェック体制を整備するとともに、職員を対象とした説明会や研修会を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

26 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

該当なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

・附属病院施設整備及び附属病院設備整備に必要となる経費の長期借入にあたっては、
本学の土地、建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
	総額	
・（医病）基幹・環境整備	831	施設整備費補助金（495）
・総合研究棟改修		国立大学財務・経営センター 施設費交付金（59）
・小規模改修		長期借入金（277）

（注1）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1. 戦略的な人員配置

学長の裁量により短期・中期に配置することができる人員枠を確保し、教育研究の拠点となる重点事業や大学運営の核となる業務等に人員を順次配置する。

2. 各種制度と職場環境の整備・充実

次世代育成支援に係る各種制度やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた職場環境を整備・充実する。

3. 人材育成

事務職員の能力開発に関する基本方針・計画を策定し、それに基づく人材育成プログラムや研修を開発・実施する。

（参考1）22年度の常勤職員数 1,285人

また、任期付職員数の見込みを 350人とする。

（参考2）22年度の人件費総額見込み 13,807百万円（退職手当は除く）

（別紙）

○予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（別表）

○学部/学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成22年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,147
施設整備費補助金	495
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	59
自己収入	16,370
授業料及び入学科検定料収入	3,229
附属病院収入	12,964
財産処分収入	0
雑収入	177
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,318
引当金取崩	132
長期借入金収入	277
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	0
計	28,798
支出	
業務費	25,664
教育研究経費	13,569
診療経費	12,096
施設整備費	831
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,318
貸付金	0
長期借入金償還金	984
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	28,798

[人件費の見積り]

期間中総額 13,807百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(うち、総人件費改革に係る削除の対象となる人件費総額 10,485百万円。)

※産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 140百万円。

2. 収支計画

平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	27,576
経常費用	27,576
業務費	24,408
教育研究経費	2,954
診療経費	5,814
受託研究費等	797
役員人件費	123
教員人件費	7,376
職員人件費	7,344
一般管理費	1,053
財務費用	263
雑損	0
減価償却費	1,851
臨時損失	0
収入の部	27,963
経常収益	27,963
運営費交付金収益	9,894
授業料収益	2,747
入学金収益	393
検定料収益	88
附属病院収益	12,964
受託研究等収益	797
補助金等収益	0
寄附金収益	484
財務収益	32
雑益	145
資産見返運営費交付金等戻入	253
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	90
資産見返物品受贈額戻入	75
臨時利益	0
純利益	388
目的積立金取崩益	0
総利益	388

※損益が均衡しない理由

会計制度上、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きくなり、観念的な利益が発生するため。

3. 資金計画

平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	30,373
業務活動による支出	26,507
投資活動による支出	1,306
財務活動による支出	984
翌年度への繰越金	1,575
資金収入	30,373
業務活動による収入	27,695
運営費交付金による収入	10,147
授業料及び入学料検定料による収入	3,229
附属病院収入	12,964
受託研究等収入	658
補助金等収入	0
寄附金収入	521
その他の収入	177
投資活動による収入	554
施設費による収入	554
その他の収入	0
財務活動による収入	277
前年度よりの繰越金	1,847

(別表)

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

人文学部	人間文化学科	376人
	国際社会コミュニケーション学科	332人
教育学部	社会経済学科	472人
	(学科共通) 3年次編入学	20人
教育学部	学校教育教員養成課程	400人
	(うち教員養成にかかる分野 400人)	
理学部	生涯教育課程	280人
	理学科	540人
医学部	応用理学科	540人
	(学科共通) 3年次編入学	20人
医学部	医学科	567人
	3年次編入学	15人
農学部	2年次編入学	10人
	(うち医師養成にかかる分野 592人)	
農学部	看護学科	240人
	3年次編入学	20人
農学部	農学科	680人
	総合人間自然科学研究科	人文社会科学専攻
総合人間自然科学研究科	(うち修士課程 20人)	
	教育学専攻	60人
総合人間自然科学研究科	(うち修士課程 60人)	
	理学専攻	150人
総合人間自然科学研究科	(うち修士課程 150人)	
	医科学専攻	30人
総合人間自然科学研究科	(うち修士課程 30人)	
	看護学専攻	24人
総合人間自然科学研究科	(うち修士課程 24人)	
	農学専攻	118人
総合人間自然科学研究科	(うち修士課程 118人)	
	応用自然科学専攻(D)	18人
総合人間自然科学研究科	(うち博士課程 18人)	
	医学専攻(D)	90人
総合人間自然科学研究科	(うち博士課程 90人)	
	黒潮圏総合科学専攻(D)	18人
総合人間自然科学研究科	(うち博士課程 18人)	
	医学系研究科※19	生命医学系専攻(D)
医学系研究科※19	(うち博士課程 19人)	
	神経科学系専攻(D)	5人
医学系研究科※19	(うち博士課程 5人)	
	社会医学系専攻(D)	6人
医学系研究科※19	(うち博士課程 6人)	
	教育学部附属小学校	768人
教育学部附属小学校	学級数 22	

教育学部附属中学校	学級数	480人 12
教育学部附属特別支援学校	学級数	60人 9
教育学部附属幼稚園	学級数	160人 5

(注1) 右欄の人数は、平成22年度における学生収容定員を示す。

(注2) ※19を付した研究科は、平成19年度をもって募集を停止した研究科を示す。